

栃木県医師国民健康保険組合にご加入の方は、
現在お持ちの健康保険証の有効期限は

2025年12月1日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証 か 資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

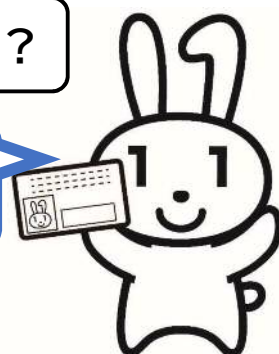
従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！

なお、マイナンバーカードにも有効期限がありますのでご注意ください。



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が交付されます。(申請不要)

また、マイナ保険証をお持ちでも、ご高齢の方や障がいをお持ちの方などマイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！



マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として 使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。



受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



- 1 スマートフォン
マイナンバーカード
を用意します



- 2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

- 3 「健康保険証」を押します

- 4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるのでご自身の登録状況が確認できます



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用につい
てもっと知りたい方
はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare